

砂川市規則第15号  
令和4年3月31日

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号を削り、同条第3号中「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改め、同号を同条第2号とする。

第16条第2号中「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削る。

別表第3（第14条関係）中

「

<p>(6) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は破損した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 会計年度任用職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。</p>
<p>(7) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。</p>
<p>(8) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。</p>

」

を

「

<p>(6) 女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。</p>
<p>(7) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間）（当該通院等が体外</p>

	受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
(8) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までに申し出た期間
(9) 女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(10) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
(11) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する当該会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年度において5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
(12) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は破損した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。
(13) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。

(14) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。
---	----------------------------

に改める。

別表第4（第14条関係）を次のように改める。

別表第4（第14条関係）

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞移植を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。
(2) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。
(3) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難である場合	勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。
(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
(5) 要介護者の介護その他の管理者が定める世話をを行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
(6) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため、療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(7) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必	一の年度において1月の範囲内の期間

要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる 場合（第3号及び前号に掲げる場合を除く。）	
--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。